

IV 統計 豆 辞 典

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部改正について

本年5月1日、「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律」（平成30年法律第34号）が施行されました。統計改革推進会議（議長：内閣官房長官）「最終取りまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、統計の改革として、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図ることを目的に、所要の規定が整備されたものです。

今回の改正の大きな柱の一つと言えるのが、調査票情報の提供対象の拡大（改正統計法第33条、第33条の2等）です。調査票情報は個人又は法人を識別し得るものであり、秘密の保護及び統計調査に対する国民の信頼確保の観点から、その提供は公的機関での統計の作成等（統計の作成又は統計的研究）と同等の公益性を有する統計の作成等を行う場合に限定されていましたが、研究者を中心に調査票情報の提供を求めるニーズが高まっていたことから、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う場合には、調査票情報の提供が可能となりました。

この他、主な改正点は「行政機関等の責務等の規定設置」、「事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大」、「統計委員会の機能強化」、「独立行政法人統計センターの業務の追加」等、社会全体における統計等データの利活用の促進につながる内容となっています。

（参考）総務省HP「公的統計調査の調査票情報等の学術研究等への活用」について

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/2jiriyou.htm